

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県簸川郡斐川町

2. 構造改革特別区域の名称

斐川町地域情報化推進特区

3. 構造改革特別区域の範囲

島根県簸川郡斐川町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

斐川町は、島根県東部に位置し、面積80.64km²、人口28,172人（H17.12月現在）のまちである。

本町は、広大な平野を有する地形を活かし、古くから水稲をはじめとする農業を基幹産業として栄えてきた。昭和50年代からは、我が国の産業構造の変革への対応、そしてさらなる地域産業・経済の活性化を目指して、工業団地造成、企業誘致を町の重点政策に位置付けて積極的に取り組みを進めてきた。また、定住促進に向けて住宅地開発を進めると共に下水道事業をはじめとする生活環境整備に取り組んだ成果として、島根県内に稀にみる人口増加を続けている町である。

特に成果として挙げられるのが企業誘致の成功である。現在においては、セラミックコンデンサ開発・製造、ノートパソコン製造、産業用ロボット・機器製造、医療機器製造などの全国有数の先端企業の誘致を果たし、一大工業団地を形成するに至っている。

こうしたIT関連企業をはじめとする先端産業の誘致に成功した背景として考えられるのは、町内に県営出雲空港を有し、また山陰自動車道斐川インターチェンジの供用開始を間近に控えるなどのいわゆる高速交通網の拠点であること、そしてIT関連企業にとって必要な豊富で良好な工業用水資源と、工業立地に適した環境を備えた優良な工業団地造成を行ったことなどにあると考えられる。

本町においては、こうしたIT関連企業の立地を単に企業の経済活動にとどめるのではなく、雇用創出、地域高度情報化などを通じての地域社会活性化に結び付けていくことを目指している。そのためには、企業立地条件・環境の整備に加えて、地域自体の高度情報化を果たしていくことが不可欠である。

また、急速に進む情報技術の発展を背景として、地域における情報格差を是正し地域の発展を目指す観点から、インターネット等の情報技術を活用し、生活、産業、行政サービスなどの地域コンテンツや地域情報ネットワークを構築していくことなどを盛り込

んだ「斐川町地域情報化計画」を平成13年度に策定した。

この計画においては、「暮らしの安全を守る防災情報システムの構築・運用」、「質の高い行政サービスの提供と情報共有による住民参加の促進」、「地域における情報基盤の整備」、「情報化を支える情報リテラシーの向上」を基本方針に掲げ、それらの実現に向けた事業を展開している。

具体的な事業展開としては、ハード事業の面においては、①CATV等の高速インターネット網導入、②防災行政無線の整備、③地域イントラネットの整備などにより、地域高度情報化に向けた基盤整備を進めている。また、その一方で、ソフト事業の分野においては、①住民に対する情報提供システムづくりとしての、ホームページの活用、各種申し込み申請のオンライン化、②わかりやすい情報提供のための工夫としての、情報検索システムの整備、そして、③住民の情報リテラシー向上のための、IT関係講習会の開催、自由にインターネット体験できる場の設置などに取り組んでいる。

特に、「情報リテラシーの向上」については、地域情報化に向けての最も重要な課題であると考えられる。生活・産業・行政などでの基盤整備に加えて、各分野において、情報通信などの高度化に対応し氾濫する情報の中から必要な情報を理解・選択・整理・創造・発信できる能力（情報リテラシー）を向上させることが、本町が目指す「地域情報化の推進による発展」には必要不可欠である。

地域情報化に向けて、こうしたソフト事業の分野をより推進していくためには、マンパワーの充実がその鍵を握るといっても過言ではなく、IT分野におけるリーダー的な役割を果たすことのできる人材を育成していくことが、本町にとっての喫緊の課題である。

5. 構造改革特別区域計画の意義

「初級システムアドミニストレータ」や「基本情報技術者」は、情報処理に関する技術者としての「知識・技能」を一定水準以上取得していることを認定する国家資格であり、情報処理分野における最も基本的な資格として位置づけられている。

これらの資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律分野に至るまでの広範な知識が必要であるため、それらを体系的に学習・習得することが求められる。

したがって、本特区計画については、当該資格取得への意欲を促すことにつながり、牽いては、特別区域におけるIT分野のリーダー的な人材の育成に寄与することが期待できる。地域情報化への担い手となり得る「ITリーダー」人材の育成は、本町の「斐川町地域情報化計画」の推進にとって必要不可欠である。さらには、そうした人材育成が本町のIT関連先端企業への若者の雇用増加につながり、そのことが若者の定住をより促進することが期待できると考える。

6. 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域計画の認定を受けて実施する「斐川町地域情報化推進特区」は、情報処理分野における基本的国家資格である「初級システムアドミニストレータ」「基本情報技術者」の資格取得に対する意欲を促すことにつながり、地域におけるIT分野のリーダー的人材の育成のために有効である。

そのことは、本町における本特区計画の基本的目標である「斐川町地域情報化計画の推進・実行」に必要な不可欠な要素であり、特に、計画に掲げる「情報リテラシーの向上」などをはじめとするソフト面の、牽引車・リーダー的な役割を担う人材を育成するという目標につながる。

また、広い意味での目標と位置づけられるのが、誘致企業であるIT関連企業への雇用促進ということである。全国有数の先端産業が立地する恵まれた環境を、「雇用」という面で活かし、若者の定住を促進していくことは、地域の活性化に大きく寄与するものである。

さらには、本町の産業振興施策のひとつに位置付けている「地場産業の育成」という課題に対して、本町においては「企業化支援」をキーワードに、新規企業化に向けての初期投資の軽減と研究開発への支援を目的として、企業化支援センターを設置している。今回の特区計画の実現によるITリーダー人材の育成が、将来的には「企業化」そして「地場産業興し」につながっていくことにも期待を寄せている。

本町は、本特区計画を、「暮らしの安全を守る防災情報システムの構築・運用」、「質の高い行政サービスの提供と情報共有による住民参加の促進」、「地域における情報基盤の整備」、「情報化を支える情報リテラシーの向上」を基本方針に掲げる、「斐川町地域情報化計画」の推進に結びつけるとともに、ITリーダー人材の育成によって更なる地域の活性化を目指していくものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町が、更なる成長を果たすためには、若者の定住による地域の活性化が必要不可欠である。これまで実施してきた住宅地造成、雇用創出、生活環境整備などにより、本町は県下に稀にみる人口増加を続けているまちである。しかし、少子・高齢化という面においては本町も例外ではなく、そうした面からも「若者定住」なくして今後の人口増加、発展は見出し難い。したがって、今後のまちづくりに非常に重要な要素となってくるのが、いかに若者にとって魅力を感じることをできるまちにしていくのかということである。

そのためには、高度情報化が急速に進展している現代社会においては、パソコン、携帯電話をはじめとする情報通信機器にふれる機会が多く、また、そうした各種コンテンツを媒体として情報を入手・発信することが日常生活にも深く浸透している若者にとって、「地域情報化」は、「魅力あるまち」としての大きなキーワードとなると考えられる。

また、もうひとつの重要なキーワードが「雇用」である。若者の定住を図っていくためには、若者の就業の場の確保が必要不可欠である。本町においては、企業誘致の成功により県下に類を見ない雇用環境が整っており、代表的な4企業における町内在住者の雇用数は800人余りにのぼっている。今後さらに町内在住者の雇用を伸ばしていくためには、企業が求める人材を育成していくことが必要となってくる。

そうした面から考えると、ITリーダーの人材育成により地域情報化を推進し、それによって更なる地域の活性化を目指す今回の「斐川町地域情報化推進特区」は、今後の本町の発展に向けた課題解決に対する方向性と合致するものであり、本町のまちづくりには大きな効果をもたらすことが期待できるものである。

8. 特定事業の名称

- 1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【ハード事業】

- 高速インターネット網導入整備事業（整備済）
すべての住民が快適に情報を入手するための方策として、CATVの導入により、全世帯がインターネットへの高速接続ができる環境を整備する。
- 防災行政無線整備事業（整備済）
災害に強い無線を利用した防災行政無線システムを整備し、災害時に迅速かつ的確に対応できる情報連絡体制を整備する。
災害時には、緊急連絡、避難誘導、安否情報、医療情報等を提供する。
平常時には、気象情報、行政情報、地域情報を提供する。
- 地域イントラネット整備事業
高速大容量の光ファイバ等の回線を利用した地域イントラネット網をCATV事業と同時に整備し、公共施設間を結ぶことにより散在する情報を、情報拠点に集約し、情報の共有化を図る。
これにより、きめ細かな情報提供が可能となる。

【ソフト事業】

- 情報提供システムづくり
行政内部の情報化を推進するとともに、住民に対する積極的な情報提供を行う仕組

みづくりを整備する。申請・届出などの各種申込みのオンライン化の推進、情報入手方法としての公共端末、携帯電話、FAXでも利用可能なシステムを検討し、住民の利便性を向上させる。

● 情報検索システムの整備

ホームページ上での情報公開・情報提供にあたり、利用者がその目的に応じた情報を簡単かつ少ない操作で、必要とする情報をもれなく入手することが可能な、情報検索システムを整備する。

● IT講習会の開催

情報通信技術の恩恵をすべての住民が等しく享受でき、パソコンの知識・技能を習得することを目的に、IT講習を実施する。

基礎講習：パソコン基本操作、インターネット利用方法、電子メールの送受信

応用講習：基礎講習からのステップアップのためのフォローアップと応用技術

別紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 斐川コア学園 出雲コンピュータ専門学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座 別添資料1のとおり

認定講座の運営にあたって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- 当該認定に係る科目の8割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。
- 平成17年6月から平成17年11月の期間に出雲コンピュータ専門学校 情報工学科(システムアドミニストレータコース、CGアニメーションコース)におけるシスアド概論の科目を所定の出席率をもって履修した者を履修計画を修了した者とする。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験は2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
- 修了認定に係る試験会場は、該当規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。
- 試験問題は、独立法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。

また、試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通知識を免除するものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものである。

したがって、①公平性の確保、②資格取得にふさわしい資質と能力の確保、が何よりも優先されるものである。

また、認定講座の内容変更、追加施設等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものである。

別紙2

1 特定事業の名称

1132(1144)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人斐川コア学園 出雲コンピュータ専門学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座 別添資料2のとおり

認定講座の運営にあたって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- 当該認定に係る科目の8割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。
- 平成17年6月から平成17年11月の期間に出雲コンピュータ専門学校 情報工学科(エンジニアコース)における基本情報概論の科目を所定の出席率をもって履修した者を履修計画を修了した者とする。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験は2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
- 修了認定に係る試験会場は、該当規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。
- 試験問題は、独立法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

る。

- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通知識を免除するものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものである。

したがって、①公平性の確保、②資格取得にふさわしい資質と能力の確保、が何よりも優先されるものである。

また、認定講座の内容変更、追加施設等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものである。